

みらい光生病院における医療・ケア意思決定支援の指針

1 基本方針

当院で人生の最終段階を迎える患者さんが、その人にとって最善の医療・ケアを受けられるよう、多職種で、患者さん・ご家族等に対し適切な説明と十分な話し合いを行い、患者さんご本人の意思を尊重した医療・ケアを提供することに努めます。

※「人生の最終段階」の定義

- ・がんの末期のように、予後が数日から長くとも2～3か月と予測ができる場合
- ・慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
- ・脳血管疾患の後遺症や老衰など数か月から数年にかけ死を迎える場合

2 人生の最終段階における具体的な医療・ケアの方針決定のプロセス（過程）

人生の最終段階における医療・ケアの具体的な方針決定は、患者さんご本人の状態に応じた専門的な医学的検討のうえ次のプロセスに沿って行います。

まず、患者さんご本人が自ら意思決定できる場合には、その意思を尊重することを基本とし、できる限りの支援を行いながら、繰り返し話し合いを重ねます。話し合った内容は、その都度文書に記録します。

ただし、患者さんご本人による意思決定が困難な場合には、ご家族等が関与し、患者さんのこれまでの言動や価値観などをふまえて、その意思を推定したうえで話し合いを行います。

また、方針決定にあたり、ご家族など関係者の間で意見がまとまらない場合や、医療スタッフとの協議の中で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合には、病院長が別に定める委員会または審議会において方針を審議し、関係者間での合意形成が図られるよう努めます。

（1）本人の意思の確認ができる場合

ア 患者さんご本人による意思決定を基本とし、ご家族（もしくは主たる介護者）も関与しながら、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を参考に医療・ケアの方針を決定します。

イ 時間の経過、心身の状態変化、医学的評価の変更、患者や家族を取り巻く環境の変化等により、意思は変化することがあるため患者さんがその都度自らの意思を示し伝えることができるように支援します。患者さんが自らの意思を伝えることができなくなる可能性もあるため、その時の対応についてもあらかじめご家族等を含めて話し合いを行い、ご本人には特定のご家族等を自らの意思を推定する者（代理意思決定者）として前もって定めていただくこともあります。

(2) 本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により慎重な判断を行う必要があります。

ア ご家族等が患者さんご本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、その人らしい、患者さんにとっての最善である医療・ケアの方針を慎重に検討し、決定します。

イ ご家族等が患者さんご本人の意思を推定できない場合には、ご本人にとって何が最善であるかについて、ご家族等と十分に話し合い、決定します。

ウ ご家族等がいない場合、またはご家族等が判断を当院に委ねる場合は、患者さんにとって最善と思われる医療・ケアの方針を慎重に検討し、決定します。

3 身寄りがない患者さんの意思決定支援

身寄りがない患者さんにおける医療・ケアの方針についての決定プロセスは、患者さんご本人の判断能力の程度や信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者さんご本人の意思を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、その決定を支援します。

令和7年5月26日制定



名古屋市立大学
医学部附属

みらい光生病院